

第 1 条:(当ファンクラブの趣旨)

遊心ファンクラブ(以下当ファンクラブという)は、遊心の理念をより身近に感じていただくこと、家族と共に過ごす日常を楽しむことを目的としてつくられました。この趣旨に賛同された方々が、本会則に定めるところにより会員資格を得て、会員として第 3 条の定める会員特典を受けることができます(以下当ファンクラブの提供する会員特典及びサービスを本サービスといいます)。

第 2 条:(運営主体)

当ファンクラブの運営は、一般社団法人遊心です。

第 3 条:(会員特典)

1. 会員証&スタンプカード発行
2. スタンプいっぱいグッズプレゼント
3. 遊キッズ参加費割引
4. ファンクラブオプションプログラム(フェアリー・プレキッズ、ジュニア、ワンデイ南沢、干潟、八国山、古民家等)の参加
5. 自然遊び・子育て情報メーリングリスト配信
6. ワンダーシート、思い出シートの配布

第 4 条:(会則の範囲と変更)

1. この会則は、当ファンクラブが入会を認めた会員に対する会則です。
2. インターネットまたは郵送にて当ファンクラブへの入会申込をされた方は、申込時点からこの会則を守らなければなりません。
3. この会則は変更する場合があります。当該変更は、当ファンクラブが適当であると認める方法により通知した時点より効力を生じるものとします。この会則の変更の効力が生じた後に会員が当ファンクラブへの入会を継続する場合、変更後のこの会則のすべての内容に同意したものとみなされます。

第 5 条:(入会金、会費、会員期限、継続期間について)

1. 入会金は 500 円(税込)とし、新規に入会される場合のみお支払いいただきます。
2. 年会費は 2,400 円(税込)とし、一年分を前払いしていただきます。
3. 初年度については、月割り(200 円/月)となります。
4. 継続会員の会員有効期限は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日です。
5. 毎月 25 日までにご入金いただいた場合翌月 1 日から、毎月 26 日以降ご入金いただいた場合は翌々月 1 日から有効となります。
6. 3 月 10 日を過ぎてその月の月末迄を継続猶予期間とし、入会金を払わずに同じ会員番号で継続できます。会員有効期間を過ぎた場合は入会金をお支払いいただき、新しい会員番号になります。

第 6 条:(会員情報の登録と変更)

1. 会員は新規入会・会員専用サイト利用登録・各種変更手続きの際に架空名義や重複・虚偽の登録をしてはなりません。
2. 会員は会員登録・利用登録した内容に変更があった場合には、すぐに当ファンクラブに別途掲示する所定の方法で変更の申請を行ってください。  
申請が遅れた場合の郵便物等の不達、特典等のサービスが受けられない場合について、当ファンクラブは一切の責を負いません。

#### 第7条:(会員資格の停止ないし除名)

会員は、以下の場合には、当ファンクラブから退会又は当ファンクラブの選択に従い会員資格を停止もしくは除名されるものとします。

1. 自ら退会を希望する場合
2. 会費の未納
3. 法令違反及び「遊心」や当ファンクラブを誹謗、中傷する行為があった場合
4. 他の会員や「遊心」や当ファンクラブ、その他第三者の著作権などの権利を侵した場合、侵すおそれのある場合
5. 他の会員や「遊心」や当ファンクラブ、その他第三者の財産やプライバシーを侵害したり損害を与えた場合、侵害するおそれや損害を与えるおそれのある場合
6. 他の会員や「遊心」や当ファンクラブ、その他第三者の名誉を傷つけた場合
7. 犯罪と疑われることや犯罪に結びつくことに当ファンクラブ又は本サービスを使用した場合
8. 選挙運動、宗教や政治活動、性風俗活動などに当ファンクラブ又は本サービスを使用した場合
9. 本サービスを営利目的に使用した場合
10. 会員番号を不正に使用した場合
11. 架空名義や重複・虚偽の登録が判明した場合
12. その他本会則における重要な義務に違反した場合又は前各号に準ずる行為を行い会員としての資質を欠くと当ファンクラブが判断した場合

なお、上記1～12号の場合、既に納付された会費は、その理由のいかんを問わず、返金されません。

#### 第8条:(会員番号等について)

1. 当ファンクラブは、入会手続きを完了した会員に会員番号等を貸与します。  
会員は、会員番号等を責任をもって管理してください。
2. 会員は、会員番号等を他人に貸したり、売ったりすることはできません。
3. 会員は、会員番号等の管理が不十分であったために発生した損害を当ファンクラブに請求することはできません。
4. 会員は、自分の会員番号等を盗まれたり、他人に使用されていることを発見したときは、すぐに当ファンクラブに連絡し、当ファンクラブからの指示に従わなければなりません。
5. 会員は、会員証を紛失等により、当ファンクラブに再発行を依頼する場合には、当該費用として300円を支払う事とします。

#### 第9条:(会員の個人情報の取り扱いについて)

当ファンクラブの会員の個人情報の扱いは、別途定めるプライバシーポリシーならびに、各関係法令に従い運営いたします。

#### 第10条:(免責条項)

1. 当ファンクラブは、天災地変、法令・行政指導・監督官庁の指導、事故、「遊心スタッフ」の疾病、不可抗力等によりサービス(会員特典を含みます。以下同様)を提供することができない場合には、サービス提供に関する責任を負いません。
2. 当ファンクラブは会員に起因する事由によるサービス利用の障害について責任を負いません。
- 3... 当ファンクラブは会員がサービスを通じて得た情報、資料等の利用による損害に関しても責任を負いません。

#### 第12条:(準拠法及び管轄)

当ファンクラブのサービス及びこの会則の準拠法は日本法とし、当ファンクラブのサービス又はこの会則に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。